

東御市防災会議 次第

日時 令和8年2月10日（火）

午後1時30分

場所 市役所本館2階 全員協議会室

1 開 会

2 あいさつ

3 自己紹介

4 東御市防災会議について

5 議 事

- (1) 東御市地域防災計画の見直しについて 事前配布の新旧対照表 資料1 (P5)

6 報告事項

- (1) 東御市地域防災計画に基づく防災事業の進捗状況について 資料2 (P6)

- (2) 第3次東御市国土強靱化地域計画の見直しについて 資料3 (P7) 及び 別冊

7 その他

- (1) 今後の日程等について
- ・令和8年度東御市防災訓練の日程：8月30日（日）
 - ・東御市地域防災計画改訂版の掲載について
 - ・人事異動等による委員変更時の報告について
 - ・本会議の報酬、旅費について

8 閉 会

東御市防災会議委員名簿

任期: 令和7年2月1日から令和9年1月31日まで

区分	機関名・役職名等	氏名
会長	東御市長	花岡 利夫
(1)指定地方行政機関	長野地方気象台長	山本 浩嗣
(2)長野県	上田地域振興局長	合津 俊雄
	上田建設事務所長	片桐 剛
	上田保健福祉事務所長	加藤 浩康
(3)長野県警察	上田警察署長	北原 研一
(4)東御市	副市長	掛川 卓男
	総務部長	井上 祐一
	企画振興部長	中村 昌彦
	市民生活部長	小松 信子
	健康福祉部長	寺田 嘉彦
	産業経済部長	小林 幸司
	都市整備部長	山邊 修
	教育次長	滝澤 嘉紀
	議会事務局・監査委員事務局長	織田 秀雄
	市民病院事務長	井出 政之
(5)教育長	教育長	山口 千春
(6)消防団長	消防団長	丸山 貴弘
(7)指定公共機関・ 指定地方公共機関	しなの鉄道(株)上田駅長	宮本 直人
	上小トラック協会長	浅川 健司
	長野都市ガス(株)東信支店長	井之上 秀
	東日本高速道路(株)関東支社 長野管理事務所長	岸田 正博
	中部電力パワーグリッド株式会社 上田支社 副支社長	上西 宏和
	NTT東日本(株)長野支店 長野災害対策室長	石田 有宏
	東御郵便局長	中山 士朗
(8)学識経験を有する者	陸上自衛隊第13普通科連隊第2中隊長	鈴木 正人
	上田地域広域連合消防本部 東御消防署長	檜原 美智彦
	東御市消防委員長	土屋 忠寿
	東御市社会福祉協議会 副会長	荻原 裕子
	東御市赤十字奉仕団 副委員長	高木 直美
	東御市建設業協会副会長	竹内 広幸

東御市防災会議条例

平成16年4月1日条例第16号

改正 平成24年10月5日条例第20号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定により、東御市防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び所掌事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 東御市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市の地域に係る防災に関する重要事項を審議し、市長に対し意見を述べること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、防災会議を代表する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 長野県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 長野県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 市の職員のうちから市長が任命する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
 - (9) その他特に必要と認め市長が委嘱する者
- 6 前項の委員の定数は、30人以内とする。
- 7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、長野県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年10月5日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

東御市防災会議運営規定

(目的)

第1条 この規定は、東御市防災会議条例（平成16年東御市条例第16号）第5条に基づき、東御市防災会議（以下「防災会議」という）の議事その他の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 防災会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

2 委員は、防災会議の必要であると認めたときは、会長に会議の招集を求めることができる。

3 防災会議の招集は、開会の日前5日までに委員に通知しなければならない。ただし急を要する場合は、この限りでない。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

5 防災会議は、会長が必要と認めた場合に、書面等により開催することができる。

(防災会議の委員による処理)

第3条 防災会議の権限に属する事項で、その議決により特に指定したものは、会長において処理することができる。

2 前項の規定により処理したときは、会長は次の防災会議にこれを報告しなければならない。

(専門委員)

第4条 東御市防災会議条例第4条の専門委員は、防災会議に出席して意見を述べることができる。

附 則

この規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和4年2月24日から施行する。

東御市防災会議の権限に属する事項のうち

会長が処理できる事項について

東御市防災会議運営規定第3条の規定により、次の事項は会長において処理することができる。

1 東御市の地域において災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

2 東御市の地域において災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策に関し、関係機関相互の連絡調整を図る。

3 関係行政機関等の長に対し、資料又は情報の提供及び意見の開陳その他必要な協力を求めること。